

チーバくん誕生20周年記念事業業務委託 質問及び回答

No.	質問	回答
1	<p>プロモーション施策の一環としてインフルエンサーを起用する場合、当該インフルエンサーへの依頼費用・謝礼金は、仕様書に記載の「広告配信費用（契約金額の2割以上）」には含めない整理となりますでしょうか。</p>	<p>仕様書3（2）③の「SNS広告の配信」における「配信費用」とは、直接SNS広告の配信にかかる費用を想定していません。そのため、インフルエンサーを起用する場合の依頼費用・謝礼金は、原則として「配信費用」に含まれません。</p>
2	<p>県が指定するチーバくんPR活動について、1体のチーバくんが1日に複数団体を巡回する想定でしょうか。</p> <p>あるいは、同時並行でできるだけ多くの団体を回る想定でしょうか。</p> <p>また、実施方法については提案内容次第で、同時並行的な実施も可能と考えてよいでしょうか。</p>	<p>県が指定するチーバくんPR活動については、1団体のみに参加する予定です。</p>
3	<p>企画提案概要説明書について、枚数制限の有無をご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>企画提案概要説明書(様式第2号)について、枚数制限はございません。</p>